（関税定率法施行令の一部改正）

第二条　関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の二　生活関連物資の減税又は免税（第五条の四）」を削る。

第三章の二を削る。

（税関関係手数料令の一部改正）

第三条　税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項、第九条第一項及び第十三条の四第一項の表中「オーストラリア協定」を「経済連携協定」に改める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部改正）

第四条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「若しくは第四号又は」を「、第四号若しくは第五号又は」に、「書面又は」を「書面」に改め、「申請書」の下に「又は関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第三十一条の三第一項（加工又は修繕用貨物についての規定の準用）において準用する同令第二十三条第一項（加工又は組立てに係る製品の減税の手続）に規定する明細書」を加える。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第五条　関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条―第十九条」を「第十条の二―第十八条」に、「第十九条の二・第十九条の三」を「第十九条―第十九条の十」に、「第五章　特恵関税等（第二十五条―第三十一条）」を「第五章の二　環太平洋パートナーシップ協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税（第三十一条の二・第三十一条の三）」に、「オーストラリア協定」を「経済連携協定」に、「第七章　減免税物品の用途外使用等（第三十四条―第三十七条）」を「第七章　減免税物品の用途外使用等（第三十四条―第三十七条）　第七章の二　賦課決定の請求の手続（第三十七条の二）」に改める。

第三章中第十一条の前に次の一条を加える。

（環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるものの確認方法）

第十条の二　法第七条の三第一項ただし書に規定する環太平洋パートナーシップ協定（以下「環太平洋協定」という。）の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるものであることの確認は、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第六十一条第一項第二号イ(2)（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等）に掲げる書類（同号ロに規定する場合に該当する場合には、同号ロに掲げる書類を含む。）に記載されている事項により行うものとする。

2　関税法施行令第六十一条第四項本文、第五項、第七項及び第八項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項本文中「締約国原産地証明書、締約国原産品申告書等及び締約国品目証明書」とあるのは「締約国原産品申告書等」と、「輸入申告」とあるのは「輸入申告（法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は法第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請がされる物品にあつては当該申請）」と、同条第五項中「締約国原産地証明書及び締約国原産品申告書は、これら」とあるのは「締約国原産品申告書は、これ」と読み替えるものとする。

第十三条中「こと」を「こと又は」に改め、「又は法第七条の八第二項に規定する発動日前において本邦に向けて送り出された生鮮等牛肉若しくは冷凍牛肉であること」を削り、「当該物品又は」に改め、「又は当該生鮮等牛肉若しくは冷凍牛肉」を削る。

第十四条第一項中「提示とする」の下に「。別表第一において同じ」を加え、「、第十八条及び第十九条」を「及び第十八条」に、「同表第一三項」を「法の別表第一の六第一三項」に、「この項において」を「この項及び次項において」に改め、同項ただし書中「第十九条の三第二号」を「第十九条の八第二項第二号」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、環太平洋協定が環太平洋協定の我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）について効力を生ずる日の属する月における法の別表第一の六に掲げる物品であつて当該締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とし、環太平洋協定がオーストラリアについて効力を生ずる日（以下この項において「オーストラリア発効日」という。）の属する月における経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「オーストラリア協定」という。）の規定に基づき法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける法第七条の三第一項ただし書に規定する飼料用麦の輸入数量は、オーストラリア発効日から同月末日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

第十八条及び第十八条の二を削る。

第十九条第一項中「同表第一三項」を「法の別表第一の六第一三項」に改め、同条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の場合において、当該年度中における法第七条の六第一項に規定する第一項に係る協定対象外輸入数量を算出するときは、前項中「係る数量」と、「とあるのは、「係る数量」と、「統計計上数量」という。）とあるのは「統計計上数量」という。）（環太平洋協定が環太平洋協定の我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下この項において同じ。）について効力を生ずる日の属する月においては、法第七条の六第一項に規定する豚肉等の統計計上数量（当該締約国（以下この項において「発効国」という。）を原産地とするものに係る統計計上数量（同月の初日から環太平洋協定が発効国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した数量）と環太平洋協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるものに係る統計計上数量との合計数量及び環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とする法第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る統計計上数量（発効国を原産地とするものに係る数量にあつては、環太平洋協定が発効国について効力を生ずる日から同月の末日までの期間に相当する分として日割により計算した数量とする。）を除く。）とする。）」と、「とする。

3　前項の規定は、第一項の場合において、当該年度中における法第七条の六第二項に規定する第二項に係る協定対象外輸入数量を算出するときについて準用する。この場合において、前項中「法第七条の六第一項に規定する豚肉等」とあるのは、「法第七条の六第二項に規定する生きている豚及び豚肉等」と読み替えるものとする。

第十九条を第十八条とする。

第十九条の三の見出しを「（修正対象物品の輸入数量の算出方法）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の場合において、その年度（以下この項において「算出対象年度」という。）の前年度においてオーストラリア協定適用牛肉の輸入数量がオーストラリア協定適用牛肉に係る同年度における法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を超えた場合には、次の各号に定める数量の合計数量を算出対象年度におけるオーストラリア協定適用牛肉の輸入数量に加算するものとする。

第十九条の三第一号中「同年度の発動日（法第七条の八第一項に規定する発動日をいう。次号イにおいて同じ。）」を「オーストラリア協定適用牛肉に係る同年度における法第七条の八第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉」を「オーストラリア協定適用牛肉」に改め、「輸入数量が」の下に「オーストラリア協定適用牛肉に係る同年度における」を加え、同条第二号中「しなかつたもの」を「しなかつたオーストラリア協定適用牛肉」に改め、同号イ中「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」を「オーストラリア協定」に、「協定発効日」を「オーストラリア協定発効日」に、「協定